

指定都市都道府県調整会議の設置について

平成 26 年 5 月に地方自治法が改正され、指定都市と都道府県の事務処理を調整し、いわゆる「二重行政」を解消するための協議の場として、平成 28 年 4 月 1 日に「指定都市都道府県調整会議」（以下「調整会議」という。）が設置されることとなりました。

1 経緯

平成 23 年 8 月 第 30 次地方制度調査会が発足

平成 25 年 6 月 同調査会が「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」を取りまとめ、いわゆる「二重行政」を解消するためには、指定都市と都道府県が同種の事務を処理する場合等に適切に連絡調整を行う協議会を設置し、協議を行うことを制度化すべきである、と提言

平成 26 年 5 月 改正地方自治法成立・公布

2 調整会議の概要

(1) 協議事項

指定都市と都道府県における二重行政を解消するため、事務の処理について協議を行います。

(2) 構成員

指定都市の市長（以下「市長」という。）と都道府県の知事（以下「知事」という。）で構成され、市長と知事は、必要と認めるときは、協議して、次に掲げる者を構成員として加えることができることとされています。

- ・指定都市、都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
- ・学識経験者 等

さらに、協議事項が、教育など、市長又は知事以外の執行機関の権限に属する場合には、当該執行機関の関係者を構成員として加えるものとされています。

(3) 応諾義務

二重行政を解消するために必要であると認めるときは、市長又は知事は、調整会議における協議を行うことを求めることができ、この場合、求めを受けた者は、当該求めに応じなければならないとされています。

(4) 総務大臣に対する勧告の求め

応諾義務のある事務について協議を調えるため必要があると認めるときは、市長又は知事は、総務大臣に対し必要な勧告を求めることができ、この場合、勧告を求める者は、あらかじめ、その議会の議決を経なければならないとされています。

地方自治法の一部を改正する法律（抜粋）

（指定都市都道府県調整会議）

- 第 252 条の 21 の 2 指定都市及び当該指定都市を包括する都道府県（以下この条から第 252 条の 21 の 4 までにおいて「包括都道府県」という。）は、指定都市及び包括都道府県の事務の処理について必要な協議を行うため、指定都市都道府県調整会議を設ける。
- 2 指定都市都道府県調整会議は、次に掲げる者をもつて構成する。
- 一 指定都市の市長
 - 二 包括都道府県の知事
- 3 指定都市の市長及び包括都道府県の知事は、必要と認めるときは、協議して、指定都市都道府県調整会議に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 指定都市の市長以外の指定都市の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
 - 二 指定都市の市長がその補助機関である職員のうちから選任した者
 - 三 指定都市の議会が当該指定都市の議会の議員のうちから選挙により選出した者
 - 四 包括都道府県の知事以外の包括都道府県の執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者
 - 五 包括都道府県の知事がその補助機関である職員のうちから選任した者
 - 六 包括都道府県の議会が当該包括都道府県の議会の議員のうちから選挙により選出した者
 - 七 学識経験を有する者
- 4 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について、指定都市都道府県調整会議における協議を行う場合には、指定都市都道府県調整会議に、当該執行機関が当該執行機関の委員長、委員若しくは当該執行機関の事務を補助する職員又は当該執行機関の管理に属する機関の職員のうちから選任した者を構成員として加えるものとする。
- 5 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、第 2 条第 6 項又は第 14 項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の事務に関し当該包括都道府県の知事に対して、包括都道府県の知事にあつては指定都市の事務に関し当該指定都市の市長に対して、指定都市都道府県調整会議において協議を行うことを求めることができる。
- 6 前項の規定による 求めを受けた指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、当該求めに係る協議に応じなければならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、指定都市都道府県調整会議に関し必要な事項は、指定都市都道府県調整会議が定める。

（指定都市と包括都道府県間の協議に係る勧告）

- 第 252 条の 21 の 3 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前条第五項の規定による求めに係る協議を調えるため必要があると認めるときは、総務大臣に対し、文書で、当該指定都市及び包括都道府県の事務の処理に関し当該協議を調えるため必要な勧告を行うことを求めることができる。

(裏面あり)

- 2 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、前項の規定による勧告の求め（以下この条及び次条において「勧告の求め」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該指定都市又は包括都道府県の議会の議決を経なければならない。
- 3 指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、勧告の求めをしようとするときは、指定都市の市長にあつては包括都道府県の知事、包括都道府県の知事にあつては指定都市の市長に対し、その旨をあらかじめ通知しなければならない。
- 4 勧告の求めをした指定都市の市長又は包括都道府県の知事は、総務大臣の同意を得て、当該勧告の求めを取り下げることができる。
- 5 総務大臣は、勧告の求めがあつた場合においては、これを国の関係行政機関の長に通知するとともに、次条第二項の規定により指定都市都道府県勧告調整委員を任命し、当該勧告の求めに係る総務大臣の勧告について意見を求めなければならない。
- 6 前項の規定により通知を受けた国の関係行政機関の長は、総務大臣に対し、文書で、当該勧告の求めについて意見を申し出ることができる。
- 7 総務大臣は、前項の意見の申出があつたときは、当該意見を指定都市都道府県勧告調整委員に通知するものとする。
- 8 総務大臣は、指定都市都道府県勧告調整委員から意見が述べられたときは、遅滞なく、指定都市の市長及び包括都道府県の知事に対し、第2条第6項又は第14項の規定の趣旨を達成するため必要な勧告をするとともに、当該勧告の内容を 国の関係行政機関の長に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

(指定都市都道府県勧告調整委員)

第252条の21の4 (略)

(政令への委任)

第252条の21の5 (略)